

食品安全委員会第1020回会合議事録

1. 日時 令和8年3月31日（火） 14:00～14:56

2. 場所 第一会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・微生物・ウイルス 2案件

（農林水産省からの説明）

家畜伝染病予防法第2条第1項に係る政令の改正及び同法第62条第1項に係る政令の廃止

（厚生労働省からの説明）

と畜場法施行規則の一部改正

・飼料添加物 1案件

（農林水産省からの説明）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の6及び8の改正

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1案件

（農林水産省からの説明）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正（アンプロリウム・エトパベート及びアンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン）

・遺伝子組換え食品等 2品目

（消費者庁からの説明）

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統（食品）

（農林水産省からの説明）

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統（飼料）

(3) 農薬第二専門調査会における審議結果について

・「フェンメゾジチアズ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添

- 加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・遺伝子組換え食品等「RFE8922株を利用して生産されたりボフラビン」に係る食品健康影響評価について
 - (6) 令和8年度食品安全委員会運営計画（案）について
 - (7) その他

4. 出席者

(委員)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 松尾国際衛生対策室長

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

厚生労働省 福島輸入食品安全対策室長

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、

澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

- 資料1-1 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<家畜伝染病予防法第2条第1項に係る政令の改正及び同法第62条第1項に係る政令の廃止>
- 資料1-2 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<と畜場法施行規則の一部改正>
- 資料1-3 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の6及び8の改正>
- 資料2-1 食品健康影響評価について<飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正（アンプロリウム・エトパベート及びアンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン）>

- 資料 2 - 2 食品健康影響評価について<除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統（食品）>
- 資料 2 - 3 食品健康影響評価について<除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統（飼料）>
- 資料 3 農薬第二専門調査会における審議結果について<フェンメゾジチアズ>
- 資料 4 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物>
- 資料 5 遺伝子組換え食品等専門調査会に係る食品健康影響評価の審議結果について<RFE8922株を利用して生産されたりボフラビン>
- 資料 6 令和 8 年度食品安全委員会運営計画（案）

6. 議事内容

○祖父江委員長 ただ今から第1020回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の松尾国際衛生対策室長、大石飼料安全・薬事室長、厚生労働省の福島輸入食品安全対策室長、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1020回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は10点でございます。

資料 1 - 1 が「食品安全基本法第11条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に係る政令の改正及び同法第62条第 1 項に係る政令の廃止>」、資料 1 - 2 が「食品安全基本法第11条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<と畜場法施行規則の一部改正>」、資料 1 - 3 が「食品安全基本法第11条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第 2 の 6 及び 8 の改正>」、資料 2 - 1 が「食品健康影響評価について<飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正（アンプロリウム・エトパペート及びアンプロリウム・エトパペート・スルファキノキサリン）>」、資料 2 - 2 が「食品健康影響評価について<除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統（食品）>」、資料 2 - 3 が「食品健康影響評価について<除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統（飼料）>」、資料 3 が「農薬第二専門調査会における審議結果につい

て<フェンメゾジチアズ>」、資料4が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物>」、資料5が「遺伝子組換え食品等専門調査会に係る食品健康影響評価の審議結果について<RFE8922株を利用して生産されたりボフラビン>」、資料6が「令和8年度食品安全委員会運営計画（案）」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」です。

資料1-1にありますとおり、農林水産大臣から3月25日付で、資料1-2にありますとおり、厚生労働大臣から3月25日付で微生物・ウイルス2案件について、資料1-3にありますとおり、農林水産大臣から3月25日付で飼料添加物1案件について、それぞれ食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会がありました。

まず、微生物・ウイルス2案件についてです。

それでは、農林水産省の松尾国際衛生対策室長から御説明をお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 動物衛生課の松尾でございます。本日はよろしくお願いたします。

私からは、ランピースキン病という病気の家畜伝染病予防法における位置づけについて

御説明をいたしたいと思えます。

資料1-1の4ページを御覧ください。ランピースキン病という病気でございますけれども、名前のおり、ランピーはぼこぼこ、スキンは皮膚、ぼこぼこの皮膚になる病気ということで、牛や水牛の病気でございます。皮膚にぼこぼこができると。最初は結節という形で、写真の中に結節というものが書いてありますように、盛り上がるような形になります。これが壊死しまして、ぽこっと落ちて、穴になると、左のようにぼこぼこ穴が空いたようになるのがこの病気の特徴です。人には感染しませんし、牛や水牛から出てくる畜産物についても食用上安全とされています。

この病気でございますが、2024年11月に我が国で初めて確認されました。その際は、届出伝染病という位置づけでございまして、強制措置を取ることができませんでした。2024年11月から発生して、翌年1月15日まで陽性確認が続いたのですが、約2か月の間に22例、230頭という形で面的な広がりを見せました。この際に専門家の方々から、初期の段階から法的強制力を持って防疫対応を行うことが妥当という御議論をいただきました。

これを受けまして、本病については、昨年、令和7年5月13日の食品安全委員会第982回会合で御審議いただきました。その結果、現在は暫定的に1年間、殺処分や強制的なワクチン接種を含む強力な措置を実施できることとされてございます。法的には具体的にどうしたのかと申し上げますと、当時、届出伝染病とされておりました本病ですが、一旦、届出伝染病の指定から外して、改めて家畜伝染病予防法第62条の疾病として政令により指定し直すことで、暫定的に1年間、家畜伝染病と同等の強制措置を実施することができる疾病として指定している状況です。この指定は、本年7月まで継続する形になってございます。

昨年、そのような措置を取ることについて御審議いただいた際に、当省から、この暫定措置の今後の取扱いについては、経過措置を見た上で改めて議論したいと御報告いたしました。これについて、私どもの方で昨年12月11日に食料・農業・農村政策審議会を開催いたしましたして、その中で改めて御審議をいただいたところでございます。

結果としては、ランピースキン病については、新たな発生は確認されていないものの、海外で発生が継続しているため、家畜伝染病に追加して、継続して法的強制力のある防疫対策を実施することについて、専門家から御了解をいただきました。

この点については、1枚めくっていただいて、5ページを見てください。5ページの下に箱が3つ並んでいるかと思えます。一番左側が当初、届出伝染病であった時代でございます。ここから昨年御審議いただきまして、1年間の強制措置、暫定措置を取ることによって、現在はこの真ん中の状況でございます。これを受けて、一番右側です。今御説明しましたように、審議会で諮ったところ、やはり家畜伝染病に追加して、恒久的に継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制をつくるべしという御意見を受けましたので、今般、見直しをまたしたいと考えてございます。

家畜伝染病予防法の改正につきましては、先週、3月24日に閣議決定をいただきました。

その中でも、ランピースキン病を牛の家畜伝染病として法の中で位置づけて、政令においては同病の対象動物として水牛を対象とするという形で法改正を行うべく、今後、国会で御審議いただく予定でございます。

このことにつきまして、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会ということで御説明させていただきました。私からの説明は以上になります。

○祖父江委員長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省の福島輸入食品安全対策室長から御説明をお願いします。

○福島輸入食品安全対策室長 ありがとうございます。厚生労働省食品監視安全課の福島でございます。私からは、資料1-2に基づきまして御説明をさせていただきます。

本日御審議いただきますのは、たった今、御説明のございました家畜伝染病予防法等の改正に伴う、連動する改正でございます。

資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目、今回御審議いただきますのは、こちらにございますと畜場法の施行規則の別表第3、こちらからランピースキン病を削除するというものでございます。

詳細につきましては、ページをめくっていただいて、3ページ目を御覧いただければと思います。私ども厚生労働省が所管いたしますと畜場法におきましては、その第14条におきまして、と畜場において実施いたしますと畜検査の内容等を規定してございますが、その第14条第6項におきまして、「家畜伝染病及び届出伝染病」及び「家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病であって厚生労働省で定めるもの」、これが先ほど御覧いただいた別表第3に規定される疾病でございますが、こちらの疾病の有無について、と畜検査を行うというふうにされてございます。

ランピースキン病につきましては、従来、家畜伝染病予防法におきまして、届出伝染病とされておりましたので、今御説明した2つの黒ポツの1番目に基づいて、と畜検査を行っていたところでございますが、昨年、家畜伝染病予防法におきまして、こちらは届出伝染病から削除されて、家畜伝染病予防法に準じた取扱いができるように一元的に改正がされたことを受けまして、こちらについて引き続き、公衆衛生上の見地からと畜検査の対象とするために、と畜場法施行規則の別表第3にランピースキン病を追加したところでございます。今般、改めて家畜伝染病予防法にこのランピースキン病を家畜伝染病として規定するという改正案が提案されていることを受けまして、重複が生じないようにと畜場法の施行規則の別表第3から、ランピースキン病を削除するというものになります。

ですので、と畜場における取扱いについて変更が加えられるものではございませんで、引き続き、ランピースキン病については家畜伝染病として、その有無についてと畜検査が行われるという内容になってございます。

私からの御説明は以上です。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○祖父江委員長 ありがとうございます。

ただ今の農林水産省及び厚生労働省の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ただ今の農林水産省からの御説明によりますと、今般の改正については、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病に追加するという法改正に伴い、同病の家畜の種類を、家畜伝染病予防法施行令第1条の表に規定すること及びランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条第1項の疾病の種類として指定する等の政令を法改正の施行と同時に廃止するというものです。これらは同法の改正に伴う形式的な改正であり、対象となる家畜の疾病、ランピースキン病については、農林水産省からの資料においても、人には感染しないとされ、令和6年3月に公表した食品安全委員会動物用医薬品評価書「ランピースキン病生ワクチンを接種した牛に由来する食品の安全性」において、ランピースキン病ウイルスは人獣共通感染症の病原体ではなく、人へは伝播しないと結論づけられていることから、当該家畜の疾病に由来する人への健康への悪影響があるとは考えられません。

また、厚生労働省からの説明によりますと、今般の改正については、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病に追加するという法改正に伴い、と畜場法第14条第6項第2号に基づき、と畜場法施行規則別表第3で規定されるランピースキン病を削除する必要があるというもので、同法の改正に伴う形式的な改正でございます。

このため、本件につきましては、農林水産省及び厚生労働省からの照会のとおり、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いします。

松尾室長、福島室長、どうもありがとうございました。

続きまして、飼料添加物1案件についてです。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から御説明をお願いします。

○大石飼料安全・薬事室長 よろしく申し上げます。農林水産省畜水産安全管理課の大石です。

今回、飼料添加物「アルギン酸ナトリウム」の規格を改正することについて、食品安全

基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかを照会させていただきます。

具体的な内容につきましては、資料1-3の別紙に基づいて御説明させていただきます。

まず、飼料添加物に係る現行制度の概要です。飼料安全法第3条第1項では、農林水産大臣は、飼料または飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされておりまして、当該成分規格等は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において定められています。この成分規格等省令のうち、別表第2の6においては、飼料添加物の一般の試験法が、また、別表第2の8においては、各飼料添加物の規格及び基準がそれぞれ定められています。

次に、改正の趣旨です。アルギン酸ナトリウムは、褐藻類から抽出される多糖類で、家畜用飼料に配合することにより、粘結剤としての効果が期待されています。国内では、昭和60年に、全家畜を対象として「飼料の品質の低下の防止」の用途に供する飼料添加物として指定されています。また、海外では、EU、米国等で広く使用されています。

現在は、アルギン酸ナトリウムの規格及び基準に含まれる強熱残分の規格について、現物を測定した値を採用することとしておりますが、今般、事業者から測定値を乾燥物換算した値を採用することとしたいとの改正の要望がございました。

続きまして、改正の概要です。アルギン酸ナトリウムの規格及び基準における強熱残分の値について、乾燥物換算した値を採用するため、成分規格等省令別表第2の8(1)を改正いたします。

アルギン酸ナトリウムの成分規格に定める強熱残分は、アルギン酸ナトリウムに含まれるナトリウム等の無機物の量を測定する値として、成分規格等省令別表第2の8(1)において33から37%と規定されています。なお、同じくアルギン酸ナトリウムに含まれる水分等の量に関する値である乾燥減量が15%以下と規定されています。現行のアルギン酸ナトリウムの成分規格において、強熱残分は、現物測定値を採用することとされていますが、これを乾燥物換算した値を採用するよう改正した場合、含まれる水分等の量による影響を受けずに規定できることとなります。

しかし、乾燥減量並びにその他の規格及び基準については、改正を行わないことから、今回の改正により乾燥物換算により強熱残分を規定する場合であっても、上述の水分等の量のほかに、使用可能であるアルギン酸ナトリウムの品質に変化を生じる要素はございません。今回の改正は、アルギン酸ナトリウムの品質を確保するために定められた規格に関する改正であり、今回の改正により流通可能となったアルギン酸ナトリウムが家畜等に給与されたとしても、家畜等による実質のアルギン酸ナトリウム摂取量が増えるものではなく、家畜等へのばく露量の変化もございません。今回の改正により強熱残分以外の規定を変えることはないことから、流通している飼料添加物に実質の変化はなく、対象動物への有効性、安全性等に影響はありません。

また、申しあげました改正に伴い、成分規格等省令別表第2の6(9)における強熱残

分の試験法の規定を改正し、乾燥物換算した値で強熱残分を規定する方法を定義する予定です。

今後の予定ですが、食品安全委員会からの回答を受けた後、成分規格等省令の改正等必要な手続を進める予定としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○祖父江委員長 ありがとうございました。

ただ今の御説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ただ今の農林水産省からの御説明によりますと、今般の改正については、アルギン酸ナトリウムの規格において品質を確保することを目的に定められた強熱残分の規格を現物の測定値による規定から乾燥物換算した値による規定に改正するとともに、強熱残分の試験法を改正するものです。

その他の規格及び基準の改正は伴わず、人の健康に影響を及ぼさないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いします。
どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○祖父江委員長 では、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料2-1にありますとおり、農林水産大臣から3月25日付で飼料添加物1案件について、資料2-2にありますとおり、内閣総理大臣から3月26日付で遺伝子組換え食品等1品目について、資料2-3にありますとおり、農林水産大臣から3月24日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、飼料添加物1案件についてです。

それでは、引き続き、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いします。

○大石飼料安全・薬事室長 引き続き、よろしくお願いいたします。

今回、食品健康影響評価をお願いする事項は、アンプロリウムに係る基準及び規格の改正または廃止でございます。

資料2-1別紙を御覧ください。現行制度の概要ですが、飼料安全法第3条第1項では、農林水産大臣は飼料または飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされておりまして、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において定められています。

改正の背景として、抗菌性飼料添加物の継続使用の見込み等について、飼料添加物関係団体を通じて事業者意見聴取したところ、エトパベート及びスルファキノキサリンについては、今後の使用が見込まれないため、流通の意向がなく、関係する成分規格等省令の規定を改正して差し支えないとの回答を受けたところです。

これを受けまして、エトパベート及びスルファキノキサリンを含む飼料添加物を使用できなくする一方で、アンプロリウムの単剤を飼料添加物として使用できるよう成分規格等省令を改正する予定です。この改正については、農業資材審議会に諮問を行い、その結果、令和8年2月10日に同審議会より改正は適当との答申を得ております。

改正の概要として、次の4点を措置する予定です。1点目は、飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート」に係る規格及び基準を改正し、エトパベートに係る規定を削除することにより、アンプロリウムの単剤としての規格とすることです。ただし、アンプロリウムに係る規格並びにアンプロリウムの使用対象とする家畜の飼料及び当該飼料が含むことができるアンプロリウムの量に係る規定の変更はありません。

2点目は、飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」に係る規格及び基準を削除することです。なお、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリンについては、同時に飼料添加物としての指定を取り消す予定です。

3点目について、一部の飼料添加物は、「アンプロリウム・エトパベート」及び「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」と同一飼料に用いてはならないこととされているところ、当該規定における「アンプロリウム・エトパベート」は「アンプロリウム」に改正するとともに、「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」を削除することです。

4点目は、使用用途のなくなる標準液等の規定を削除することです。

なお、アンプロリウムは飼料添加物として使用される限りにおいて、これまで人の健康に及ぼす悪影響は確認されておりません。

最後に、今後の方針といたしましては、貴委員会からの食品健康影響評価の結果を受けた後、省令の改正に向けて必要な手続を進める予定としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の御説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お

願いたします。

ただ今の農林水産省からの御説明によりますと、飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」については、飼料添加物としての指定の取消しに伴い、その基準及び規格を廃止するものであり、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられます。また、飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート」については、エトパベートに係る基準及び規格を廃止するものであり、アンプロリウムに係る基準及び規格は変更されず、飼料添加物として使用されている実態において、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられます。このため、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

続いて、遺伝子組換え食品等2品目についてです。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から御説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 ありがとうございます。消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室の野坂でございます。

資料2-2を御覧ください。除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統に係る食品健康影響評価について御説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。1. 趣旨に書いておられますとおり、品目名は先ほど述べたとおりでございます。遺伝子組換え食品に係る申請者ですけれども、中国のメーカーになっております。

2. 評価依頼品目の概要でございますが、既存品種としてダイズの商業品種Jackというものを使っております。そこに2つ目の矢羽根にあります導入遺伝子、まず、*Rhizobium*属、アグロバクテリウムの系統ですけれども、そこから持ってきた改変 $cp4_epsps$ 遺伝子と放線菌の系統の*Streptomyces*属から持ってきた pat 遺伝子を導入しております。この遺伝子を入れる目的は、矢羽根の3つ目にありますが、除草剤グリホサートとグルホシネートへの耐性を付与するためでございます。

詳細については3.に記載しておりますので、続けて3.を御覧ください。付与される形質の概要でございますけれども、まず1つ目、グリホサート耐性でございますが、植物は芳香族系の必須アミノ酸を合成するシキミ酸経路というものを持っております。グリホサートはシキミ酸経路のEPSPSタンパク質と結合して、シキミ酸経路を阻害して除草活性

を示します。一方、導入するCP4 EPSPSタンパク質は、グリホサートと結びつきませんので、グリホサートに耐性を結果的に持つこととなります。

今度、2つ目のグルホシネート耐性でございますが、これはもっと単純で、PATタンパク質がグルホシネート本体をアセチル化して、無毒化することで、グルホシネート耐性を示すことになっております。

4、5、6ですけれども、これは既存のダイズと基本的には変わりません。海外では、中国、EU等で食品としての利用承認がされています。

今後の方針でございますが、食品安全委員会様からの食品健康影響評価の結果を踏まえて、官報公告等の手続を進めさせていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

野坂室長、ありがとうございました。

それでは、再びですが、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から御説明をお願いします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省の大石です。

資料2-3を御覧ください。当省から評価をお願いしますのは、除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統（飼料）でございます。

本申請品の概要につきましては、先ほど消費者庁から御説明がありましたとおりです。

本品目の飼料としての利用目的及び利用方法につきましては、従来のダイズと相違ございません。

海外の状況としましては、中国、EU等では飼料として既に承認を受けております。

今後の方針としましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、公表等の手続を進める予定です。

以上、よろしく願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、本件についても、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

(3) 農薬第二専門調査会における審議結果について

○祖父江委員長 では、次の議事に移ります。

「農薬第二専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いします。

○浅野委員 それでは、メソイオン系殺虫剤であります「フェンメゾジチアズ」の概要について資料3に沿って説明いたします。

資料3の右下7ページの要約を御覧ください。各種毒性試験結果から、フェンメゾジチアズ投与による影響としまして、体重増加抑制、それから、ラット、マウスにおけます糞便うっ滞等の消化管症状、さらに、ラット、マウスの外分泌腺におけます腺房細胞萎縮等の異常、これらが認められました。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をフェンメゾジチアズ(親化合物のみ)と設定いたしました。

各試験で得られた無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.04 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定いたしました。

また、フェンメゾジチアズの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠としまして、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○横山農薬評価室長 お手元の資料3に基づき補足の説明をいたします。

右下のページで5ページをお願いいたします。審議の経緯がございます。新規の農薬登録申請があったことを受けまして、昨年10月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。昨年12月と本年1月の農薬第二専門調査会で御審議いただき、本日御報告するものでございます。

8ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。

構造式は、次のページの6. に示されたとおりです。

8. の開発の経緯に記載がございますとおり、このものはメソイオン系殺虫剤で、昆虫

の中樞神経に存在するニコチン性アセチルコリン受容体と結合することによりイオンチャネルを不活性化し、神経伝達を遮断することによって、殺虫効果を示すと考えられているものでございます。

次の10ページから安全性に係る試験の概要になります。1. 土壌中動態試験、2. 水中動態試験、3. 土壌残留試験がございまして、土壌中、水中での半減期、主な分解物などについて記載がございまして。

14ページになりますが、4. の(1)といたしまして植物代謝試験の結果がございまして。水稻で試験が実施された結果、10%TRRを超える代謝物としてM12が認められました。

15ページにお進みいただきまして、下の(2)作物残留試験につきましては、フェンメゾジチアズ並びに代謝物M2及びM12を分析対象化合物とした試験の結果、フェンメゾジチアズの最大残留値は可食部で玄米の0.02 mg/kgとの結果のほか、代謝物M2、M12の最大残留値について記載がございまして。

16ページから(3)家畜代謝試験の記載がございまして。ヤギ及びニワトリで試験が実施され、10%TRRを超える代謝物としてM1、M13、M14が認められました。

21ページにお進みください。(4)の畜産物残留試験の記載がございまして、フェンメゾジチアズ並びに代謝物M1及びM14を分析対象とした牛を用いた試験が記載されています。

次に、22ページの5. 動物体内動態試験を御覧ください。

23ページ及び24ページの表16と表17に、血漿中の薬物動態学的パラメータが示されています。吸収率は24ページに記載のございましてとおり、低用量投与群で47.4%から68.2%、高用量投与群で32.4%から38.5%と算出されています。

お進みいただきまして、31ページから毒性試験の結果がございまして。急性経口毒性は表22のとおり、LD₅₀が500から2,000 mg/kg 体重超という結果となっております。

表22の下から反復投与試験の結果の記載がございまして。

35ページにお進みいただき、下の方から8.として長期の試験の結果がございまして、8.の(1)のラット、8.の(2)のマウスとも、発がん性は認められなかったとされました。

39ページに9.として神経毒性試験の記載がございまして、(1)の急性神経毒性試験では、軽度の眼瞼閉鎖、探索行動減少などが見られました。

(2)の亜急性神経毒性試験では、亜急性神経毒性は認められなかったと判断されています。

41ページの(3)発達神経毒性試験では、発達神経毒性は認められなかったとされました。

42ページからの10.(1)2世代繁殖試験では、繁殖能に対する影響は認められないとされました。

また、43ページからの(2)のラット、(3)のウサギの発生毒性試験において、いずれも催奇形性は認められなかったとされました。

(3) のウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量が4 mg/kg 体重/日と判断されまして、ADIの設定根拠とされました。

また、(2) のラットの試験ですけれども、こちらがARfDの設定根拠とされました。

母動物で認められた体重、摂餌量の減少がエンドポイントとされたものでございます。

44ページの11. 遺伝毒性につきましては、次のページの表42のとおり全て陰性の結果となっています。

50ページから食品健康影響評価のまとめの記載がございます。下の方からばく露評価対象物質に関する記載がございまして、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をフェンメゾジチアズ（親化合物のみ）と判断されました。

51ページからADI、ARfDについてそれぞれ記載がございます。内容につきましては、先ほど浅野委員から御説明いただいたとおりでございます。

こちらにつきまして、本日、御了解いただけましたら、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○祖父江委員長 それでは、次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の春日委員から説明をお願いします。

○春日委員 春日です。

それでは、お手元の資料4に基づきまして、概要を御説明します。

6ページの要約を御覧ください。たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物について、食品健康影響評価を実施しました。

本飼料添加物の有効成分は塩酸L-ヒスチジンで、食品安全委員会においてヒスチジンは動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することに

より人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると評価されております。

本飼料添加物は、原体をそのまま製剤としたものです。原体混在物については、製造工程を踏まえると、本飼料添加物の含有成分として摂取した家畜等に由来する食品を通じた人への健康影響は無視できる程度と考えました。

本飼料添加物を用いた残留試験は実施されておりませんが、食品安全委員会において、ヒスチジン投与動物の可食部（筋肉等）におけるヒスチジン量は、同動物の当該部位における内因性ヒスチジン量と同程度であったことから、飼料添加物として投与したヒスチジンは、人のヒスチジン摂取量を大きく増加させる可能性は低いと評価しております。

なお、本飼料添加物に用いた対象動物の安全性試験及び使用試験は実施されておりませんが、異なる方法によって製造されたL-ヒスチジンを用いた試験の結果から、塩酸L-ヒスチジンが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、対象動物に対する安全性に問題はないと考えました。

以上のことから、食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、本飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、補足の説明をいたします。

右下のページで4ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本飼料添加物は、2025年11月に農林水産大臣から飼料添加物新規指定に係る評価要請を受け、その後、第212回及び第213回肥料・飼料等専門調査会における審議を経て、本日御報告するものです。

8ページの使用目的及び使用状況を御覧ください。ヒスチジンは、多くの動物にとっての必須アミノ酸であり、食品衛生法に基づく対象外物質とされています。今回の評価対象である塩酸L-ヒスチジンは、羽毛または羊毛の加水分解により製造されます。同一の方法により製造された塩酸L-ヒスチジンは、国内で食品添加物として流通しています。

10ページの原体混在物を御覧ください。本飼料添加物は、動物由来たん白質を原料として製造されますが、製造工程を踏まえ、最終製品に動物由来たん白質は残存しないものとして農林水産省より評価要請がなされました。

さらに、製造工程が本飼料添加物と同一である食品添加物として製造されている製品を分析した結果、安全性に影響を及ぼすと考えられる成分は未検出または影響を与えない量でございました。

次のページを御覧ください。原体混在物として塩酸L-ヒスチジン以外の物性の近いアミノ酸であるL-アルギニン等が残存する可能性もありますが、実際に残存が確認された事例はないと報告されており、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品中の残留は無視できる程度と考えました。

以上のことから、製造工程を踏まえ、原体混在物を本飼料添加物の含有成分として摂取

した家畜等に由来する食品を通じた人の健康影響は無視できる程度と考えました。

同ページの残留試験を御覧ください。本飼料添加物を用いた残留試験は実施されておりませんが、対象外物質評価書「ヒスチジン（第2版）」において、飼料添加物として投与したヒスチジンは、人のヒスチジン摂取量を大きく増加させる可能性は低いと評価しております。

続いて、同ページの対象動物における安全性を御覧ください。本飼料添加物を用いた対象動物の安全性試験及び飼養試験は実施されておりませんが、異なる方法によって製造されたと考えられるL-ヒスチジンを用いた試験において、投与による毒性学的意義のある影響は報告されておりません。このことから、塩酸L-ヒスチジンが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、対象動物に対する安全性に問題はないと考えられました。

14ページから食品健康影響評価を記載しておりますが、結論については、先ほど春日委員から御説明いただいたとおりです。

本件につきましては、本日御了解いただけましたら、明日、4月1日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○祖父江委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をしてください。

○澁岡評価情報分析官 お手元の資料5に基づき、御説明いたします。

右下のページで5ページを御覧ください。審議の経緯となります。本年1月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年2月17日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、2月18日から3月19日まで意見・情報の募集を行ったものとなり

ます。

7 ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Bacillus subtilis* 168 株の突然変異株である *B. subtilis* RB50 株を宿主とし、リボフラビンの生産性を高めるために *Sinorhizobium meliloti* 由来のホスファターゼ遺伝子等を導入することで作製した RFE8922 株を利用して生産されたリボフラビンです。

この生産菌を構築するために、中間株として、2017年に人の健康を損なうおそれはないと判断された「RFESC02株を利用して生産されたリボフラビン」の生産菌を経由いたします。

本添加物は、栄養強化または着色の目的で、パン類、菓子類、スポーツ飲料、マヨネーズ等の一般食品及びサプリメントなどの栄養補助食品に使用されます。

15 ページの食品健康影響評価結果でございますが、本添加物について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められず、「RFE8922株を利用して生産されたリボフラビン」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、17ページに参考として添付しております。期間中1件の意見がありました。

その内容ですが、当該リボフラビンの動物実験等で安全性が確認されるまで使用等を禁止してほしいというものと、地域商品券を発行してほしいという趣旨のものでした。

これに対する専門調査会の回答ですが、本添加物については、指針に基づき、各項目を確認した結果、従来のリボフラビンと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、毒性試験を求める必要はなく、人の健康を損なうおそれはないと判断した、遺伝子組換え食品の使用等に係る御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、消費者庁にお伝えする、としております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「RFE8922株を利用して生産されたリボフラビン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の

添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。以上のことから、「RFE8922株を利用して生産されたリボフラビン」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(6) 令和8年度食品安全委員会運営計画(案)について

○祖父江委員長 では、次の議事に移ります。

「令和8年度食品安全委員会運営計画(案)について」です。

本件については、本年2月24日の第1015回委員会会合において取りまとめた運営計画(案)について意見の募集を行い、それを踏まえた上で、本委員会において最終決定を行うことといたしました。これを受けて、2月25日から3月26日までの間、意見募集が実施されましたので、その結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤田総務課長 事務局でございます。

お手元の資料6を御覧ください。19ページでございます。2月25日からパブコメの募集を行いまして、数としては5件でございますが、同趣旨のものがございまして、まとめると4件となっております。順次御説明申し上げます。

まず、1番目と2番目はまとめておりますけれども、リスクコミュニケーションの情報発信の方法に関する御意見でございます。XやFacebookについての御意見です。特にXは今や違法行為や差別思想が垂れ流しにされているので、そういったところに国民を誘導してはいけないだろうと、除外すべきという御意見でございます。

これに対する回答でございますが、食品安全委員会の公式SNSでは、食品の安全性に関する知識・理解を深めていただくことを目的に、幅広い世代が利用しているFacebookの運営を平成26年2月から、特に若い世代の利用が多いXの運営を令和3年10月から始めております。今後とも積極的にSNSを活用していきたいと考えております。

なお、本SNSの運営方針におきましては、コメントについては、法令に反するもの、公序良俗に反するもの、第三者を誹謗中傷するものなどのコメントは削除する規程を設けるなどの対応を図っているところです。

3つ目の御意見ですが、FAOでウェビナーを行っているが、日本からの参加者が少ないので、メールマガジンのところにFAOのウェビナー情報を掲載してはどうかといったような御意見です。

回答でございますが、メールマガジンは食品安全委員会をはじめとする運営状況のお知らせをお届けするために配信しておりますので、そこに国際機関のウェビナー情報を掲載することはしていないということでございます。

4つ目でございます。自ら評価の実施状況について、その実施状況が分かるパンフレットや雑誌等を本屋やコンビニやスーパーなどに置いて、誰でも知ることができるようにしてほしい、また、地域商品券を配付してほしいといった御意見でございます。

回答でございますが、自ら評価の実施状況については、食品安全委員会のウェブサイトでも広く周知しているところでありまして、本屋やコンビニなどにパンフレットや資料を置くことは考えていないところでございます。

5つ目でございます。最新の科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価の結果、厳しい規制措置が取られたことはないと思います、食品安全委員会の位置づけや基本的役割を大胆に変更しなければ、農薬、添加物等は出回り続けます、アレルギー疾患や発達障害が増えていることの一因が食にあるという仮説の検証が重要といった御意見でございます。

回答でございますが、食品安全委員会の位置づけについては、食品安全基本法で定められておりますので、食品安全基本法に基づき、国民の健康保護が最も重要であるという認識の下に、リスク評価及びリスクコミュニケーションに取り組んでまいりますということとしております。

以上、4件の意見をいただきましたが、当初御報告した原案どおり決定してはどうかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、報告された案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

(7) その他

○祖父江委員長 ほかに議事はございませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○祖父江委員長 では、これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合は、来週、4月7日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第1020回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。